

【岡山県からのお知らせ】

＜保険医療機関等の関係者 様＞

マイナンバーカードの保険証利用登録者（マイナ保険証所持者）
の取扱いについて

マイナ保険証の所持者が、カードリーダーでの資格確認ができなかった場合や、資格変更後間もないため変更後の資格情報がマイナ保険証に未反映で、現状とマイナ保険証によるオンライン資格確認が一致していないことがあります。

そのような場合には、マイナンバーカードと被保険者が所持する「資格情報のお知らせ」により資格確認を行い、従来どおりの保険診療が可能となっております。

上記のことを踏まえ、保険医療機関等におかれましては、医療費の10割負担を請求することがないように適切な取り扱いをされますようお願いいたします。



「資格情報のお知らせ」のご案内（マイナ保険証への移行に伴い、医療保険者から皆さまに通知されます）

デジタル庁
2024年12月16日 17:00

2024年12月2日以降、これまでの健康保険証は新たに発行されなくなり、その後は健康保険証の利用登録がされたマイナバーカード（以下「マイナ保険証」）を基本とする仕組みに移行します。これにより、薬の飲み合わせの確認や救急隊での医療情報の共有など医療の質の向上につなげます。

◆マイナ保険証のメリットに関する詳細は、以下のリンクをご覧ください。

- [マイナバーカードの健康保険証利用のメリット](#) | 厚生労働省（※外部リンク）

また、マイナ保険証をお持ちの方がご自身の被保険者資格などを簡単に把握できるように、「資格情報のお知らせ」を医療保険者（勤務先や自治体）から順次通知します。

「資格情報のお知らせ」とは

「資格情報のお知らせ」は、氏名、被保険者等記号・番号・校番、保険者番号・保険者名、負担割合など、保険資格の基本情報が記載された書面で、ご自身の資格情報を確認できるものです。

「資格情報のお知らせ」は、顔認証付きカードリーダーの不具合などの何らかの事情で、医療機関等の窓口でのマイナ保険証による受付が上手くいかなかったときに、マイナバーカードとともに提示することでスムーズに保険診療を受けることができます。

携行しやすいように加工された部分のみでも有効です。一方で、この「資格情報のお知らせ」のみでは保険診療を受けることはできません。